

令和2年3月3日

草津市議会議長  
瀬川 裕海 様

市民派クラブ  
会 長 奥村 恭弘

草津市議会 市民派クラブの令和元年度政務活動費実施研修（会派研修）の結果について、下記のとおり報告書を提出いたします。

記

1 期 間 令和2年2月4日（火） ～ 令和2年2月5日（水）

2 視察先および調査事項

（1）2月4日（火） 14時00分～16時00分

群馬県前橋市

・「中小企業振興基本条例について」

（2）2月5日（火） 10時00分～11時50分

群馬県大泉町

・「多文化共生社会の構築について」

3 参 加 者 奥村恭弘・杉江昇・土肥浩資・粟津由紀夫

4 報告書・資料 別紙のとおり

# 行政視察報告書

(文責 土肥浩資・栗津由紀夫)

## 1. 日時

令和2年2月4日(火) 14:00~16:00

## 2. 場所

群馬県 前橋市

## 3. 対応者

前橋市産業経済部 産業政策課 産業政策係 課長補佐兼係長 関口 雅樹 様  
主任 手島 健史 様



## 4. 視察目的

「中小企業振興基本条例」制定後の効果等について

## 5. 視察のねらい

2014年6月に「小規模企業振興基本法」が施行され、その背景にはアベノミクス効果の恩恵が届かない小零細企業層における経営の困難性があると考えている。1999年の中小企業基本法改正により手厚くなったはずの創業支援政策も功を奏さず、中小企業は減少の一途をたどっている。しかしながら、自治体による中小企業振興条例に基づいた小零細企業振興政策が地域経済振興に役立つと確信しており、群馬県前橋市において2013年に策定・施行された「中小企業振興基本条例」について、策定・施行に至った経緯や効果等について学び、今後の草津市における条例策定および中小企業振興に向けた施策・事業提案の参

考にする。

## 6. 視察概要

別添資料「前橋市中小企業振興基本条例」および「前橋市産業振興ビジョン概要版（平成29年度改定版）」に沿って、前橋市産業経済部産業政策課産業政策係課長補佐兼係長の関口雅樹様より下記の通り取り組み説明をいただいた。

### ■ 前橋市の状況

- ・市内の全事業所数は16360事業所あり、93.2%が非製造業。非製造業では、飲食や理美容、小売など市民生活に密接にかかわる業種が上位を占めている。また、製造業では食料品が全体の14%を占めている。
- ・市内の全従業者数は156,988人であり、86.6%が非製造業。非製造業では飲食店、医療業で各々1万人を超えており、増加している。製造業では上位3業種で前橋市の製造業全体の半数近くを占めている。
- ・全国より構成比（特化係数）が高い業種としては、非製造業では銀行業、学校教育、無店舗小売業が高く、製造業では家具・装備品が高い。

### ■ 中小企業振興基本条例策定に向けての協議が始まった経緯

- ・平成23年に市議会議員から条例制定について提案があり、同時期に市内の産業経済界からも中小企業振興について取り組みを求める声があった。その後、現市長の選挙公約に条例制定が掲げられ、一気に策定に向けた機運が高まった。

### ■ 中小企業振興基本条例の策定にあたり、議論された内容

- ・まず、策定に当たっては現・前橋市産業振興ビジョン協議会委員の皆様が集まっていたいただき、協議を始めた。策定に至るまでの会議数は9回におよび、商工会議所や労働組合、一般公募、学識者など、様々な立場から多様な意見を頂き、条例に盛り込ませていただいた。

### ■ 中小企業振興基本条例の施行後の実績または効果について

- ・策定後、年数が浅いことに加えて理念条例であるという性格上、市内企業の経済活動に直接的な効果や実績を定量的に表すことは困難。しかし、基本条例第4条に謳っている通り、中小企業者が市内外からの受発注機会を拡大するための施策を推進することは市が果たすべき役割であり、公共工事等については市内業者を優遇することで市内経済を回すという点においては効果があると考えている。また、県外の企業マッチングイベントにも市と商工会議所のブースを申し込み、市内企業が市外からの受注を得られる機会を設けている。

## ■ 今後の課題について

- ・市内事業者のおよそ6割が産業振興ビジョンの存在を知らない。そのため、今まで以上に市内業者に対して周知することが必要。
- ・起業セミナーやイベント（たとえば創業フェスタ）等を幅広い層に対して自主的にやってもらう仕掛けをやっていくべきと考えている。

## 7. 所感

- ・今回の視察では、群馬県の前橋市において「中小企業振興基本条例」並びに、中小企業振興に関する具体的な取り組みについて学ぶことができました。
- ・前橋市は、地域の活性化や雇用の確保など、市民生活が向上し、市の経済が発展していくためには、市内全事業所数の99%を占める中小企業の活性化が不可欠と考え、平成25年10月1日より「中小企業振興基本条例」が施行されました。

- ・「中小企業振興基本条例」は理念条例であり、中小企業の振興に向けた地域社会を構成する各主体の役割等を明らかにし、条例を背景とした施策を総合的に進めるためには必要な条例ではありますが、実効性に乏しいという側面もあります。前橋市ではこの条例を補うために、別途、具体的な産業振興の方向性や方針を示す「前橋市産業振興ビジョン」を策定し、より具体的かつ実効性の伴うものとなっています。

ビジョンでは、産業の目指す姿を定め 1. 既存産業の総合的・実効的支援 2. 新産業の創出・成長産業の創出・成長産業の育成 3. 前橋にマッチした企業誘致の促進 4. 起業家の創出と人材育成という4つの戦略を基に21の施策を行っています。

このようなビジョンを進めていくためには、施策と進捗管理が不可欠になってきますが、協議会において事業を計画し、目標値を定め実行する、そして評価を行ない改善するというPDCAサイクルがスピーディーに行われていることや6割以上の施策が順調に進んでいることも特筆すべきことでした。

- ・特に感心いたしましたことは、前橋市で起業を目指す、または起業後間もない方を官民連携でサポートする総合施設「前橋市創業センター」を設け、市内の経営者等の有志を中心とした「一般社団法人 前橋起業支援センター」に管理運営を任せており、入居はもちろんのこと、現経営者陣から実体験に基づいた話しや指導が受けられ、且つ販路まで紹介していただけるという実効性を伴うシステムになっています。その他にも、様々な中小企業支援策を講じており、前橋市の経済活性化に大いに寄与しているものでありました。
- ・草津市の経済を支える中小企業が活発に展開され、まちのにぎわいと活性化を目指す本市にとって、前橋市「中小企業振興基本条例」の理念と基本方針、そして様々な取り組みは大変参考になり、今後、草津市の中小企業の振興並びに創業支援を図るために活かして参りたいと思います。

## 会派 市民派クラブ行政視察研修報告書

- ・ 日 時 令和2年2月5日（水）10時～11時50分
- ・ 場 所 群馬県邑楽郡大泉町議会 全員協議会室
- ・ 視察内項目 多文化共生の構築について
- ・ 立会い議員および執行部説明員  
須田 敏彦議長 企画部多文化協働課長 服部 真  
同係長 青木 美保（敬称略）
- ・ 当方視察研修員  
奥村 恭弘 土肥 浩資 粟津 由紀夫 杉江 昇
- ・ ねらいおよび質問・説明等 下記（別紙）のとおり

以 上

### <目次>

1. 視察のねらいについて
2. 質問に対する回答について
  - ① 大泉町に外国人が増加した背景について
  - ② 群馬県多文化共生推進指針に対応した大泉町の取組みについて
  - ③ 外国人に対応した体制・施策について
  - ④ 今後の多文化共生のまちづくりについて

### 3. 草津市民へのフィードバックについて

#### ○当報告書を補強する文献

2017年度社会構築論

早稲田大学 文化構想学部 社会構築論系4年 川崎亜里沙著

多文化共生社会実現

—群馬県大泉町を事例として—

## 1. 視察のねらいについて

現在の草津市の総人口は、135千人弱であり、うち定住外国人数は2,446人で、全体の1.8%強の人口構成を示している。

また、近未来の総人口は、2030年で147千人となる予測があり、定住外国人も同じ計算式を当てはめると2,700人程度となる。

しかしながら、当市においても、入管法の変更による就労外国人の来日拡大が色濃く予測され、必ずしも当てはまらない場合もあり、予測より増加することを予期しておく必要がある。

知見を放出して頂いただいた大泉町に住まいされる定住外国人は、総人口の約20%が住まれている。日本国においては、多様な文化が集まる地域で暮らす経験は今まで希で、新しい文化を知り共生していく道程には、沢山のトラブルも想定される。

そのようなことも考慮し種々質問し、説明頂いたことを報告する。

## 2. 質問に対する説明について

### ① 大泉町に外国人が増加した背景について

●関東平野にある大泉町。人口の1/4が住む首都圏を控え、政治や経済の中心部である東京も控える。過密になったこともあり、北関東に属する群馬県に注目が集まり、北関東工業地域が形成され面積18平方キロメートルの大泉町にも注目されていた。三洋電機（現パナソニックコールドチェーンカンパニー）や、富士重工（スバル）の大規模工場、マルハニチロなどの食品工業が立地しそれを支える下請け企業を合わせると100社を数える。

1970年におよそ3兆円の出荷額も2012年には約30兆円になり、発展するにつれ労働者人口不足に悩ませるようになる。大泉町地元の企業70社以上が資金を出し合い日系外国人に来て貰う組織を立上げ、生産に不足がないよう努めてこられた。

### ② 群馬県多文化共生推進指針に対応した大泉町の取組みについて

●まず、多文化共生の目的には、「社会の分裂や隔離の軽減」「社会や文化の活性化への貢献」「多様な新しい文化の創出」の3点が上げられる。これらやこれらに関連することを体系化しそれぞれが融合しながら各々が人とし承認していくことが重要である。

### ③ 外国人に対応した体制・施策について

#### -1 多文化協働課の成り立ちについて

●日本人同士でも考え方や価値が多様化している中、様々な外国人には、多文化を共有合う必要があります。このことは、外国では普通のことでも単一民族国家と言われる日本では容易に受け入れられない。30年ほど前から異文化を持つ外国人と共生を続けてきた「多文化共生先進地区」である。

このことは、1989年に入管および難民認定法の改正から始まり、日本人との共生が始まった。

やはり国毎に生活ポリシーやルールの違いがあり在住の日本人を含む新しい文化を創造する必要に迫られた。

#### -2 インフラ整備について

●大泉町多文化共生コミュニティセンターが代表的な共生の施設である。

平成19年には設置され25年に移転リニューアルされ現在に至る。

- ・ブラジル人の住民が多く、センターにはポルトガル語通訳者が常駐している。
- ・当センターは、多文化共生の始まりの場所であり、外国人住民のためや共生の「広報」「催し」のを開催する場所でありまた、様々の地域（公民館など）での国際交流の催しを管理運営する中心的な場所となっている。

#### -3 コミュニティの形成について

●前記と重なるが、多文化共生センターが中心となって毎月1回、ポルトガル語広報誌「GARAPA」を発行している。

- ・生活に必需なこと  
ゴミの分別の仕方、日別の出すゴミ種案内など丁寧に標記している。  
大切な命を守る「防災マップ」も母国語別の作成し配布している。
- ・多文化共生のこと  
各国関係領事館との情報交換や連携  
多文化共生懇談会の開催
- ・外国人ショップや外国人学校に出向いての町の制度やマナーの説明  
(平成5年には、交通安全のルールとマナー)を発行し絶賛を浴びる)
- ・平成12年町立図書館に「国際ライブラリー」を開設(ポルトガル語)

## -4 外国人が住みやすいまちづくりの特徴について

●住民群による多文化共生への意識変化の醸成が大きい。前述の1968年から外国人を単に労働力として受け入れていたが、日本人の人権感覚と外国人の感覚のずれや大泉町としてのポリシーの向上を目指すことにした。ちなみに、第5次大泉町総合計画の将来ビジョンは「みんなで考えみんなで進めるまちづくり」である。

## ・「地域生活者としての外国人」への共生事業

町の事業説明からマナーや娯楽、お得情報を気軽に伝えられる人を育成  
逆に日本語教育に携わる人の育成

## ・日本料理やお茶席、盆栽、季節の挨拶の作法など日本独自の文化などを共有

## ・ボランティアチーム活動

隣組に入る。…発生確率の高い震災対応として「炊出し」「救命」、そのほか地域の「避難所町内会」への参加

地域の清掃活動などの環境保全活動への参加

## ④ 今後の多文化共生のまちづくりについて

●進歩的に共生や共創が他市町より進んでいる町であるが、外国人との分断がある。外国人が行政区（市のイベント参加や学区、町内会の活動が促進されていない。（町による対応と対策は、2ページ③に詳しい）大泉町は、日本全体に言えることでもあるが、「郷に入れば郷に従え」的要素の強いある意味、封鎖的な地域社会であり「このままでは従来から構築した地縁による地域社会が崩壊する」との考えも根強い。

在住外国人数が総人口の20%となり、まだ増えていく傾向があるので、様々な問題を解決することが急がれる。

- ・例えば、生活習慣に合う品が揃う雑貨店や食品スーパーがあり、医療においても「多言語医療問診票」がある。同朋の友達同士が支援し合っているので特に地域活動を積極参加する必要が無い。
- ・しかしながら、生活スタイルが違えども新しいルールを作る必要を感じている。
- ・外国人も第3世代（小学生以下）に入ってきたことが大きい。子ども達は純粋で誰もが分け隔てすることがなく、群れている光景が普通である。今後世代が更新していくことになるので子ども達の声が重視し醸成の一助としていきたい。



### 3. 草津市民へのフィードバックについて

\*草津市にあっては、1.「視察のねらいについて」でも記したが、現在約2,400人の定住外国人が、生産労働人口数が低下することに比例して増加していく。

今回の視察研修は、違う文化を持つ方々と共に生きていく方策「多文化共生」と「多文化共創」に集約される。

「共生」にも多様性がある。

- ・老若男女が助け合って地域で暮らすこと。
- ・障がいのある人と健常な人が認め合って暮らすこと。

など、もっと色々な「共生」があるはずだ。

今回の視察研修に選んだ群馬県太田市は、ブラジル人を中心に総人口の20%になった。

1989年。私たちの住む草津市でも記憶があるが、日系のブラジル人やペルー人が多く就労のために住まわれた。今の人口からかけ離れた小人数でしたが、お互いが親しく交流し合った光景をみた記憶が薄い。

現在、希ではあるが、在住ブラジル人3世代がいる。この人達は幼児または小学生低学年の児童である場合が多く、多文化共生センターの催しを中心に日本の子ども達と交じり合いながら暮らしている。つまり、普通に暮らしている。

今後、草津市においても就労が可能な世代を中心に外国人が増えていく。ご家族一同が来日するとなると日本語での会話が不慣れな子ども達が増えていくことを考慮しておかなければならない。また、大泉町の初期の状況は、正社員→パート・アルバイト→外国人就労者の序列があったと聞く。つまり差別心である。

今後「多文化共生と共創」について様々なチャンネルと通じて理解を進めていく必要を感じる。

一方、草津市国際交流協会の活躍が挙げられる。当協会の活動の直近の業績として全国に先駆けて「機能別消防団」を形成したことである。当消防団は、立命館大学びわ湖草津キャンパスの留学生を中心に発災時における被災外国人を避難所誘導等、外国語で案内し、いち早く安全を確保する機能があります。また、日本語教室やお料理教室…そのほか様々なイベントがあるが、ますます会員増やしていく方策も必要となってきたと考えている。近未来に備え、市民（在住外国人を含む）・議会・行政が今まで以上に議論し、協働していくように醸成していくこととする。

文責 奥村 恭弘 杉江 昇